

令和2年6月17日

大阪アミューズメントメディア専門学校

新型コロナウイルス感染に関するガイドライン

職員、学生において新型コロナウイルス(以下コロナ)感染の疑い及び感染が確認された場合、
下記のガイドラインに沿って対応を行ってください。

目次

- 1、コロナ感染の疑いの基準
- 2、コロナ感染の疑いが出た場合
- 3、感染が判明した場合
 - ①感染者への対応
 - ②対外的対応
- 4、修学機会の確保
- 5、コロナに関する情報について

1、コロナ感染の疑いの基準

下記のいずれかに該当する方は、感染の疑いがあると判断されます。

- ・ 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、高齢の方、透析を受けている方で 37.5 度以上の発熱が 2 日以上続く方
- ・ コロナ陽性の診断を受けた人と濃厚接触した疑いの有る方。
- ・ クラスターが発生した場所、日時に近辺に居た方

2、コロナ感染の疑いが出た場合

- ・ 担任または上長に連絡の上、すみやかに最寄りの医療機関の診察を受けて下さい。
- ・ 感染の疑いのある方は、体調が快復し医師及び担任または上長の許可が下りるまで自宅待機とします。

3、感染が判明した場合

- ・ 検査の結果コロナに感染していると判明した場合、検査を行った医療機関より管轄の保健所へ連絡され、該当感染者に対し、症状の有無、活動の態様、接触者の多寡などの確認がとられます。これらの情報と該当地域の感染拡大の状況、感染経路などを総合的に考慮し、淀川区役所と十分に相談のうえ、臨時休業の必要性について、規模や期間等を判断していきます。

①感染者への対応

- ・学生に感染が確認された場合には、診断より2週間の出席停止とし自宅待機とします。
- ・学生が濃厚接触者に特定された場合には、最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とし自宅待機となります。
- ・学生の場合、保護者、同居人、寮管理者等に連絡をとり状況の把握と情報共有をはかるとともに、必要に応じメンタルケアを行います。
- ・職員に感染や濃厚接触が確認された場合、通常の出勤は認められないが、在宅勤務等を利用しての勤務は認められます。
- ・無理のない範囲で海外渡航履歴（渡航先・渡航期間）又は行動履歴、発熱や風邪等主な症状、入院先、入院期間、緊急連絡先、自分自身や同居家族の「濃厚接触者判定」等を、担任または上長に報告。

②対外的対応

- ・文部科学省に感染に関する情報を報告。
- ・個人情報に留意したうえで、年代、性別、職種、日ごとの経緯、自宅待機状況などを公表し、問い合わせ窓口を設置。
- ・マスクの着用状況、接触者等、学校としての対応を公表。
- ・必要に応じ業者への消毒依頼と、そのスケジュールを公表。
- ・取引先、講師等、関係各所への連絡。
- ・在校生、保護者、受験予定者への書面での連絡。

4、修学機会の確保

区役所と十分に相談のうえ、学校の業務に関しては一律休業とせず、G Suite 等のツールを使用し、オンライン授業や課題提出を行うことで、感染拡大防止と修学機会確保の両立をはかります。

また個別の出席停止の指示を出す場合は、補講や課題などを活用することで、進級、就職に不利益の生じない様配慮します。

5、コロナに関する情報について

- ・デマや嘘の情報、不確定な情報、差別的な発言、それらの拡散について気をつけてください。以下のようなウェブサイトも参考にしてください。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
経済産業省 <https://www.meti.go.jp/>
大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html>

淀川区役所 コロナ関係窓口
保健福祉課 健康づくり
電話:06-6308-9882

文部科学省 <https://www.mext.go.jp/index.htm>
電話 03-5253-4111 (代表)
専修学校に関する窓口
総合教育政策局 生涯学習推進課 (内 2 9 3 9)

以上